

平成 2 1 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 2 年 2 月

京 都 市

平成 22 年 2 月
京 都 市

平成 21 年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

公共事業で造る社会基盤の活用や、社会的な効用及び事業の重要性や必要性について市民に理解してもらうことが必要であり、更なるアカウンタビリティの程度を高めていく。

2 個別事業について

<再評価>

再評価の対象となった 10 事業の対応方針は別紙 1 のとおりであり、引き続き事業の推進に努める。

10 事業のうち、1 事業については工事完了しており、また、意見を付された 1 事業については、その達成に取り組む。

なお、個別の事業については、次のとおり適切に対処していく。

(1) 街路事業 向日町上鳥羽線 (第一工区)

本事業は、国道 1 7 1 号久世橋付近の交通渋滞の解消を図り、安全で円滑な道路交通を確保するため、既に完成している「祥久橋」を含む第二工区と連携して整備するものである。

用地買収は全て完了し、道路築造工事もほぼ完成しており、関連事業である第二工区の完成に合わせて事業の早期完成に努める。

(2) 街路事業 葛野西通

本事業は、本市西部地域の補助幹線道路であり、本事業区間を整備することにより、周辺地域の安全で円滑な道路交通を確保できるとともに、市民のスポーツ振興の中心である西京極総合運動公園へのアクセスも向上し、健康的な都市生活の向上に資するものである。

用地取得や埋蔵文化財調査も完了していることから、今後引き続き、事業の早期完成に向けて、更なる事業の進ちょくを図る。

(3) 街路事業 大原通

本事業は、京都市街地東北部と八瀬、大原地区を結ぶ幹線道路であり、歩道と十分な幅員を確保した車道を整備することにより、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るものである。

事業の早期完成に向けて、更なる進ちょくを図った結果、工事が完了した。今後は事業効果の検証に努めていく。

(4) 道路事業 宝が池通

本事業は、市中心部と岩倉地区をはじめとする本市北部地域を結ぶだけでなく国立京都国際会館や宝が池公園へのアクセス道路ともなっている幹線道路であり、急勾配やヘアピンカーブの箇所の改善及び歩道整備により車両や歩行者などの安全確保を図るものである。

今後は、関連事業である無電柱化事業の事業進ちょくを図り、残事業の早期完成に努める。

(5) 道路事業 一般国道162号（川東拡幅）

本事業は、右京区京北及び南丹市から京都市街へのアクセス道路として重要な路線であり、橋梁及びトンネルの新設を行うことにより、幅員狭小、線形不良を解消し、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

今後も引き続き、事業の早期完成に向けて、残る用地買収を進め、更なる事業の進ちょくを図る。

(6) 道路事業 一般国道477号（大布施拡幅）

本事業は、京都市内の一般国道162号、一般国道367号を結ぶ幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、橋梁及びトンネルの新設を行うことにより、幅員狭小、線形不良を解消し、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

今後も引き続き、更なるコスト縮減に取り組み事業の早期完成に向けて、事業の進ちょくを図る。

(7) 道路事業 主要府道大山崎大枝線（沓掛工区）

本事業は、京都第二外環状道路の関連路線であり、春日IC（仮称）の連絡道路としての機能を有し、通過目的の交通を京都第二外環状道路に転換することにより、地域交通の円滑化と安全性を向上させ地域の活性化を図るものである。

今後は、公共事業評価委員会から付されている意見である住民とのパートナーシップと環境・景観について更なる配慮を行い、事業の推進を図る。

(8) 河川事業 旧安祥寺川

本事業は、JR東海道本線横断部の既設水路トンネルの疎通能力が著しく低いため、当該箇所の流下能力を増加させ、治水安全度の向上を図ることを目的にJR線沿い北側に^{しょう}捷水路を設ける。また、当該捷水路と準用河川岡川とを合流させることで、岡川合流点付近の浸水対策にも寄与するものである。

浸水被害を軽減するため、今後も引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

(9) 河川事業 新川

本事業は、流域内の都市化の影響による保水及び遊水機能の低下により、雨水の流出量増大に伴う浸水被害が発生しているため、その防除を目的として河積の拡大を図る改修工事及び内水排除を目的とした排水機場の築造を進め、流域内の治水安全度の向上を図るものである。

浸水被害を軽減するため、今後も引き続き下水道事業と連携して、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

(1 0) 土地区画整理事業 洛北第二地区土地区画整理事業

本事業は、市街地北東部の豊かな自然に恵まれた風光明媚な地域に位置し、都市計画道路や近隣・街区公園等の公共施設の整備と宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地を形成するものである。

事業は最終段階であり、完成に向けて、更なる事業の進ちょくを図る。

< 事後評価 >

(1) 鉄道事業 高速鉄道東西線醍醐・六地藏間建設事業

本事業は、京都市都心部及び大阪方面への広域的な鉄道ネットワークを完成させるとともに、沿線における住宅開発や慢性化している路面交通渋滞に対応するものである。

本事業により、京都市都心部及び大阪方面への移動時間が短縮されるとともに、事業実施区間周辺で乗用車交通量が減少傾向にあることなど鉄道整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置についての必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について住民の理解を得るため本事業実施に伴う効果を活用していきたい。

平成 2 1 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 ④ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	補 単 *	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	対応方針
街 路 事 業	1	補	向日町上鳥羽線 (第一工区)	延長 L=395m 幅員 W=22.0m	H1	③	21	「事業継続」
	2	単	葛野西通	延長 L=177m 幅員 W=16.0m	H2	③	20	「事業継続」
	3	単	大原通	延長 L=1,114m 幅員 W=12.0m	S59	③	26	「工事完了」 事業効果の検証に努める
道 路 事 業	4	単	宝が池通	延長 L=870m 幅員 W=11.0~16.5m	H15 (S55)	③	7 (30)	「事業継続」
	5	補	一般国道 162 号 (川東拡幅)	延長 L=2,150m 幅員 W=7.5m	H12	②	10	「事業継続」
	6	補	一般国道 477 号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0m	H2	③	20	「事業継続」
	7	補	(主)大山崎大枝線 (沓掛工区)	延長 L=520m 幅員 W=23.75m	H12	②	10	委員会の意見に従い 「事業継続」
河 川 事 業	8	補	旧安祥寺川	延長 L=400m	H2	③	20	「事業継続」
	9	補	新 川	延長 L=890m	H7	③	15	「事業継続」
整 理 事 業	10	単	洛北第二地区	面積 A=53.3ha	S53	③	32	「事業継続」

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

(別紙 2)

平成 2 1 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	補※ 単	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	完 了 年 度	対 応 方 針
鉄 道 事 業	1	補	高速鉄道東西線醍醐・六地藏間建設事業	延長 L=2.4km	H10	②	H16	「今後の事後評価，改善措置とも不要である」

※ 補：国庫補助事業，単：京都市単独事業

参 考 資 料

京都市公共事業評価実施要綱

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業に関し、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設(水道施設(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。))及び廃棄物処理施設をいう。)の整備に係る事業をいう。
- (9) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目途
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業
- (2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業
(事後評価の実施時期)

第 12 条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- (2) 前条第 2 号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第 13 条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第 14 条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第 4 章 その他

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

(関係規定の廃止)

- 2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成 10 年 12 月 15 日）」は廃止する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において，都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し，精算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路，街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点